

「学校いじめ防止基本方針」

帝塚山学院小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重要な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どのような些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童の一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要になる。

本校では、学校設立以来、知・情・意・体の全てにみなぎる人、「力の人」の育成と、もう一つ「自学主義」を変わらぬ目標としている。つまり、いじめという事象についても、ただ単にいじめをなくすということを目指とするのではなく、結果的にいじめが起こった場合でも、自分だけでなく周りの人も含めて考えていけるように、自ら学び、自ら考える力のある人間を育てることを基本方針の一つとしている。

この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいことを、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット機器等でインターネット回線を通じて、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたり、写真等をアップされたりする

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称

「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教頭補佐、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
(以下 SC)、スクールサポーター (以下 SS)、他委員会が必要と認めた人

(3) 役 割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための構内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗の確認
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

別表

5 取り組み状況の把握と検証

いじめ防止委員会は、年3回（各学期の終わり）、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、学年主任を含めた、いじめ防止委員会の「いじめに関する会議」を月に1～2回程度の割合で定期的に行い、気になる児童の現状について情報交換を行うようにする。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権の尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めて行くことが必要である。

2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して小さな問題でも一人で抱え込まずに、学年団などに相談をして、早めに共通理解を持ち、必要に応じて早急に対処することを徹底する。また、学年団で問題を処理する、しないに関わらず、学年団を含んだいじめ防止委員会と相談・対応することも全職員の共通事項とする。

学級では、児童の様子を知るためのチェックリストなどを作り、普段から児童の実態把握に務める。

児童に対しては、クラスだけでなく、学年集会や全校集会などの機会も利用して話を聞かせたり、一緒に活動させたりして、学校の楽しさや友達の良さなどが感じられるようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、本校では「自ら深く考える子ども」「コミュニケーション力のある子ども」「自ら動き探求する子ども」「自ら何かを創造する子ども」を育てることを目標とし、授業、学校行事、学級活動、委員会活動などさまざまな活動に取り組んでいる。

また、「挨拶」「言葉遣い」「靴箱の整理」といった基本的な生活習慣を見ることによって、児童の生活の様子や変化などを知る手立てとしたり、児童が自ら振り返ったりできる手立てとしている。

さらに、1年生から6年間、日記を書き続けることによって、担任と児童間での文字によるコミュニケーションを深める一助となっている。日記の中の児童の生活や考え、友達関係などを知ることが出来、悩みや問題が小さい段階で解決に導くことに役立てている。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童の性格の違いなども考慮に入れながらも、すべての児童に対して平等に接することを第一義とする。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教員間で授業を見合ったり、より良い教材づくりを共同ですすめたりして、教職員間のコミュニケーションを図る。

児童一人ひとりが活躍出来る集団づくりをすすめたり、ストレスに適切に対処出来る力を育んだりするためには、「協働学習」を1年生から取り入れ、授業を通じての学級のルールづくりや児童間のコミュニケーションを図ることが、学級内で問題が起こった時などに、自分たちで問題解決できることにも繋がっていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、じ

ぶんの思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法としては、子ども達と一緒に遊んだり、話をしたりして、普段から子どもとのコミュニケーションを図ったり、日記を通してコミュニケーションをとったりする。また、保護者とは、学級通信や学級懇談会などで、学校の方針などを知ってもらい、普段から意見や感想が言えるような状況を作る。

(2) こどもや保護者の悩み事について、希望に応じて「スクールカウンセラー」と連携し相談できる態勢を整え、4月の当初からプリント等で知らせ、年度の途中でも、状況に応じて声がけをしたりする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめの行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な支援、そして何より相手の自己改革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような事象に関した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課程へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの的確に関わり、被害児童等の安全を確保する。そのため、被害児童等から状況を聞き、学級全体への働きかけなどをして、被害児童等の安全や居場所を確保する。また、加害児童も、客観的に状況を見つめることができるように学級全体の話し合い等に参加させる。ただし、加害児童等を追い詰める話し合いにはならないように気をつける。

(2) いじめを発見した時は、教職員は一人で抱え込まず、学年団並びにいじめ防止委員会に報告し、いじめ防止委員会が対応するための会議を開き、具体的な対応策を検討する。

(3) 校長は、事実確認の結果を被害・加害の保護者に連絡をし、場合によっては被害・加害の保護者とそれぞれ話し合いの場を持つ。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) 状況に応じ、スクールカウンセラーへの相談等を促す助言を行い、いじめられた児童や保護者が問題を抱え込まないように学校全体でサポートする。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) いじめられた児童に対して、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、専科の授業でもいじめた児童への積極的な働きかけをして、様子を見守りを当分の間続ける。

(2) いじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うために、学校での様子を知らせたり、家庭での様子を聞いたりすることを、当分の間続ける。

(3) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、当該児童の安心・安全な人格の発達に配慮するため、状況に応じて、スクールカウンセラーへの相談等についてのアドバイスをする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせるために、見て見ぬふりや同調は、加害することと同じことであることを、教材（例えば『だからわるい』など）を使ったり、身近な例などを上げて考えさせる。

(2) 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、学校集会や学年間交流（兄弟学年等）、奉仕活動などをより積極的に行い、集団への帰属意識を強く持たせるようにさせていく。

6 ネット上いじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等に関する必要な措置として、書き込みの削除を要請するとともに、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携することとし、加害児童に対しては、その保護者に状況を説明し、家庭での協力を要請する。

(2) 情報モラル教育を進めるために、低学年から情報モラルについて、学年に応じてイノベーションスタディズの授業でも取り上げて、呼びかける。

※附則

この方針は、平成26年4月1日より施行する。

	いじめ対策年間計画（小学校）
4月	第1回いじめ防止委員会 基本方針・年間計画確認 学校生活支援会議 いじめ防止教職員研修 講演会「スマホ・ケータイ教室」（児童対象） 講演会「スマホ・ケータイ教室」（保護者対象） 保護者・児童相談窓口の設置及び周知
5月	人権研修（学外） 学校生活支援会議
6月	いじめアンケート実施・結果集約 学校生活支援会議
7月	QU（楽しい学校生活をおくるためのアンケート） 個人面談 学校支援会議 児童集会
8月	全国研修
9月	QU研修 学校生活支援会議
10月	学校生活支援会議
11月	第2回いじめ防止委員会 いじめアンケート実施・結果集約 学校生活支援会議
12月	個人面談 児童集会 学校生活支援会議
1月	学校生活支援会議
2月	第3回いじめ防止委員会 いじめアンケート実施・結果集約 学校生活支援会議
3月	個人面談 学校生活支援会議 来年度の方針、計画検討